11　「農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。

12　「（参考）技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。

ア　農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。

イ　先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。

ウ　上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記

（備考の４のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

１　単一経営（農産物販売金額１位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80％以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）

水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏

２　複合経営（農産物販売金額１位の部門が水稲であって、水稲の販売金額が、農産物総販売金額の80％に満たない場合）の営農類型（例（２位の部門が麦類の場合）：水稲＋麦類）

水稲＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）

３　１及び２に該当しない場合は、その他（○○）として記載する。（例１：その他（きのこ菌床栽培）、例２（農産物販売金額１位の部門が施設野菜、２位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

附　則

この告示は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○農林水産省告示第四百八十四号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する資金を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　農林水産大臣　林　芳正

農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の農林水産大臣が指定する資金は、次のとおりとする。

一　農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金

二　農地又は採草放牧地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対応する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

三　果樹の植栽又は育成に必要な資金

四　オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に必要な資金

五　家畜の購入又は育成に必要な資金

六　次に掲げる費用の支出に必要な資金

１　農機具、運搬用機具その他の農業経営基盤強化促進法第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

２　創立費又は開業費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

３　１及び２に掲げるもののほか、農業経営基盤強化促進法第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

七　次に掲げる施設の改良、造成又は取得に必要な資金

１　農舎、畜舎（家畜排せつ物処理施設を含む。）、蚕室、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農業労働力確保施設、農機具及び運搬用機具

２　１に掲げるもののほか、農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営基盤強化促進法第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要な施設

附　則

この告示は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○農林水産省告示第四百八十五号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百一条第一項及び水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第二百四条第一項の規定に基づき、農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）及び水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日　　農林水産大臣　林　芳正

（農業協同組合法施行規程の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

第四十条中「第四条に規定する基本的項目の額、自己資本比率告示第五条第一項第四号に規定する負債性資本調達手段の額及び同項第五号に規定する期限付劣後債務の額（残存期間が五年以内になった同号に規定する期限付劣後債務については、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り上げた年数）から一を減じて得た数を乗じ、その額を五で除して得た額）の合計額」を「第四条第一項のコア資本に係る基礎項目の額から同項第二号イ及びロに掲げる額並びに農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年三月八日金融庁農林水産省告示第一号）附則第四条第一項の規定により自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額から同項第二号イ及びロに掲げる額並びに農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年三月八日金融庁農林水産省告示第一号）附則第四条第一項の規定により自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を除いて得た額」に改める。

（水産業協同組合法施行規程の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規程の一部を次のように改正する。

第三十六条中「）第四条に規定する基本的項目の額」を「。以下「自己資本比率告示」という。）第四条第一項のコア資本に係る基礎項目の額から同項第二号イ及びロに掲げる額並びに農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年三月八日金融庁農林水産省告示第一号）附則第四条第三項の規定により自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を除いて得た額」に改める。

○農林水産省告示第四百八十六号

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年農林水産省令第二十八号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）及び水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　農林水産大臣　林　芳正